

2026年3月9日

吸収分割に関する事前開示事項

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
インテグラル株式会社
代表取締役 山本 礼二郎

当社は、2026年2月10日付で、インテグラル・グループ株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に関する会社法第782第1項2号及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

承継会社は、本件分割の対価として、普通株式97万株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付します。また、かかる対価の交付に際して承継会社の資本金の額を999,950円増加し、準備金の額は増加しないことと致しました。本件分割の対価及びその割当ては、当社が承継会社の発行済株式の全てを所有していることを踏まえて、また、本件分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額は、承継会社の資本政策等を考慮したうえで、当社及び承継会社の協議により決定したものであり、いずれも相当であると判断しています。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- 当社は、インテグラル分割準備株式会社との間の2026年2月10日付吸収分割契約に基づき、当社が営む投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業を含むプライベート・エクイティ投資事業並びにこれに主として付随し又は関連する事業（但し、本件分

割により当社が承継会社に承継させる自己資金による投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業を除く。)に関して当社が有する権利義務をインテグラル分割準備株式会社に承継させることと致しました。

5. 本件分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させる債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

(1) 当社における債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、その他、当社の本件分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。したがって、本件分割の効力発生日後における当社による債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 承継会社における債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、その他、承継会社の本件分割後の事業活動において予想される承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておられません。したがって、本件分割の効力発生日後における当社から承継する承継会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

以 上

吸収分割契約書

インテグラル株式会社（以下「甲」という。）及びインテグラル・グループ株式会社（以下「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の規定に従って、甲は、会社法第2条第29号に定める吸収分割の方法により、甲が営む自己資金による投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業（以下「本事業」という。）に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号： インテグラル株式会社

住所： 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

（乙）吸収分割承継会社

商号： インテグラル・グループ株式会社

住所： 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 第1条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に記載されたものについては、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式97万株を甲に対して交付する。

第5条 (資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金：999,950円
- (2) 資本準備金：0円
- (3) 利益準備金：変動しない

第6条 (効力発生日)

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議のうえ合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第7条 (商号)

本吸収分割後の甲の商号は「インテグラル・グループ株式会社」とし、乙の商号は「インテグラルホールディングス株式会社」とする。

第8条 (競業避止義務)

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第9条 (本吸収分割の承認)

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行うものとする。

第10条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間において、甲若しくは乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、又は吸収分割の手の進行を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議のうえ、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、第9条第1項に定める甲の株主総会の承認が本効力発生日の前日までに得られないとき、必要な関係各省庁等の承認が本効力発生日の前日までに得られないとき、又は甲とインテグラル分割準備株式会社との間の2026年2月10日付吸収分割契

約に基づく吸収分割が本効力発生日までに効力を生じないときは、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙誠実に協議の上これを解決する。

(以下余白)

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、甲が原本を有し、乙はその写しを保有する。

2026年2月10日

甲： インテグラル株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

代表取締役パートナー 山本 礼二郎



乙： インテグラル・グループ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

代表取締役パートナー 山本 礼二郎



承継対象権利義務明細表

本効力発生日において乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日の直前（以下「基準時」という。）における次に定める権利義務とする。

1. 資産

本事業に属する一切の資産

2. 債務・負債

本事業に属する一切の債務及び負債

3. 契約（労働契約を除く。）

甲を当事者として締結された本事業に属する一切の契約（当該契約の変更・更新合意その他これに付随する契約を含み、労働契約を除く。）並びにそれらの契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位若しくは当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られず、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が基準時時点において履行できる見込みがない場合であって、かつ、当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するときには、承継対象権利義務から除外する。

4. 労働契約

本吸収分割においては、従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤又は出向等の理由で休職中の者を含む。）との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務について、承継の対象としない。

5. 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なものの一切

別紙 2： インテグラル・グループ株式会社の成立の日における貸借対照表

貸借対照表 (2025 年 11 月 11 日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	0	負債合計	0
現預金	0	【株主資本】	0
		資本金	0
		純資産合計	0
資産合計	0	負債・純資産合計	0